

## 第1編 総 則

### (目 的)

第1条 本指針は、新内外綿株式会社（以下、「当社」という）におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な事項を定めることにより、株主、顧客、従業員、社会等のステークホルダーへの社会的責任を果たすとともに、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することを目的とする。

### (基本的な考え方)

第2条 当社は、株主、顧客、従業員、社会等のステークホルダーからの負託に応え、その持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公平かつ迅速・果敢な意思決定を行うことを目的として、本指針を定め、コーポレートガバナンスのしくみを構築する。

## 第2編 経営理念・行動規範・行動規準

### (経営理念)

第3条 当社は「優れた技術や得意な企画・提案力を持つメーカーであり、衣料を中心に生活文化のパートナーとして、地球環境や健康、全ての関係者を大切にし、利益成長を以て社会に貢献します。」を経営理念とし、事業活動を通じた社会貢献を目指している。

【2-1】

### (行動規範・行動規準)

第4条 当社および当社グループ各社は「シキボウグループコンプライアンスマニュアル」を制定し、その中に行動規範、行動基準を定めている。各社の取締役会は、「シキボウグループコンプライアンスマニュアル」を決議事項とし、その適切な実践に努めている。

【2-2】

2. 当社グループの行動基準に「環境に配慮した事業活動を行うための行動基準」を定めサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応を求めている。

【2-3】【2-3①】

3. 当社グループの行動基準に「お互いの人格、個性を尊重するための行動基準」を定め、多様な人財（ダイバーシティ）の互いの個性を認めることで、新たな価値を創造し、持続的な成長を支えるための対応を求めている。

【2-4】

4. シキボウグループコンプライアンスマニュアルの実践の状況は、当社の取締役会への報告事項とする。

【2-2①】

### 第3編 株主との関係

#### (株主総会)

第5条 当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であること、および株主との建設的な対話を行うにあたっての重要な場であることを認識し、株主の意思が適切に当社経営に反映されるよう、株主の属性等を踏まえ十分な環境整備を行う。また、株主総会の開催日等の日程については、定款の定めや法律等の制限も考慮し、適切な設定を行う。

【1】【1-2】【1-2③】

#### (情報の提供)

第6条 当社は、株主が総会議案の十分な検討時間を確保でき、適切な判断を行うことができるよう招集通知の早期発送に努めるとともに、招集通知発送前に当社ウェブサイト等へその内容を掲示する等、電子的手段による公表を行う。

【1】【1-1】【1-2①】【1-2②】

#### (総会決議の賛否の分析)

第7条 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討する。

【1-1①】

#### (株主との対話)

第8条 当社のIR活動は、投資機関および一般個人投資家については経營業務部が窓口となり、ウェブサイト等を通じて、財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、株主・投資家等との対話を充実させる。

【1】【5】【5-1】

#### (政策保有株式)

第9条 取引上の関係強化、情報収集を目的として純投資目的以外の株式を政策保有株式として保有する。

2. 個別の政策保有株式について、保有目的が適切であるか、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を検証の上、その保有の合理性について取締役会で毎年度確認する。継続して保有することが適切でないと判断した株式は、売却を進めるなど縮減に努める。

3. 政策保有株式は、長期的な視点で投資先企業との共存共栄をめざし保有する目的であり、議決権もそれらの目的および合理性を勘案して個別に行使する。

【1-4】

#### (関連当事者間取引)

第10条 当社が役員との間で法令に定める競業取引および利益相反取引を行うにあたっては、必ず取締役会による承認を得ることとする。また、当該取引を実施した場合には、法令の定めるところにより、その重要な事実を適切に開示する。

【1-7】

## 第4編 企業統治体制

### (コーポレートガバナンス体制の全体像)

第11条 当社は、取締役会において、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役および監査役会により、職務執行状況等の監査を実施する。

2. 当社は、必要に応じて取締役会の下に任意の諮問機関を設置することができる。

3. 経営の重要な意思決定の委任の範囲は、取締役会規程に明示する。

【4-2】【4-3】【4-3①】【4-10】【4-10①】

### (取締役会の役割)

第12条 取締役会は、法令、定款および取締役会規程の定めるところにより、会社の目指すところ(経営理念、ビジョン)、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行う。

【4】【4-1】【4-1①】

### (取締役会の構成)

第13条 取締役会は、取締役に求められる役割・責務を果たすための知識や経験を有した者で、定款の定めに従った員数で構成する。

【4-8】【4-11】

### (取締役の任期)

第14条 取締役の任期は、定款の定めるところにより、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

### (実効性評価)

第15条 取締役会は、意思決定の有効性・実行性を担保するために、毎年、自己評価等の方法により、会議運営の効率性および決議の有効性・実効性について分析を行い、以下の評価を行う。

(1) 取締役会全体の開催頻度・日程・所要時間について。

(2) 社外取締役・社外監査役への事前説明の日程・時間・説明内容について。

(3) 取締役会への提供資料・議案説明内容・議案時間・質疑応答について。

(4) 十分、議論が尽くされ、結論が導き出されたかの検証について。

【4-11】【4-11③】

### (社内取締役候補者の指名基準)

第16条 取締役会は、社内取締役候補者について、強い倫理観を有し、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を、社外役員の見解を聞き指名する。

【3-1(iv)】【4-11①】

### (社外取締役の役割と候補者の指名基準)

第17条 社外取締役の役割は、当社の中長期的な価値の向上のため、企業経営の知見に基づく助言、取締役の監督、会社のステークホルダーの意見の取締役会への反映等にある。

【4-7】

2. 取締役会は、社外取締役候補者について、その役割を十分に発揮するため、原則として次に掲げるいずれかの分野において高い知見、豊富な経験を有する者を選定、指名する。

- (1) 企業経営
- (2) リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理
- (3) 経理財務
- (4) 開発・技術・生産等の知見

【4-8】【3-1(iv)】

#### (社外取締役の独立性基準)

第18条 社外取締役の独立性判断基準は次に該当しないこととする。

- (1) 当社が出資または持ち分等を保有する法人または組合の役員、従業員
- (2) 主要な取引先の役員、従業員
- (3) 当社からの役員報酬以外に当社および当社グループ各社から多額の金銭を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- (4) 主要な株主またはその株主が法人である場合の役員、従業員
- (5) 就任前3年以内に(1)ないし(4)に該当した者
- (6) (1)ないし(5)に該当する者の二親等以内の近親者
- (7) 二親等以内の近親者が当社および当社の子会社の従業員である者

【4-9】

#### (社外取締役の兼任)

第19条 社外取締役が当社以外の役員等を兼任する場合、取締役としての善管注意義務および忠実義務を履行可能な範囲に限るものとする。また、重要な兼任の状況について毎年開示する。

【4-11②】

#### (監査役会の役割)

第20条 監査役会は、株主からの負託を受け、取締役会から独立した組織として、法令に基づく当社および子会社に対する事業報告の請求、業務・財産状況の調査、会計監査人の選解任等の権限を行使すること等を通じて、取締役の職務の執行、当社および子会社の内部統制体制・業績・財務状況等についての監査を実施する。

【3-2①】【4-4】

2. 監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携をとる。

【4-4①】

#### (監査役会の構成)

第21条 監査役は、財務・会計に関する適切な知見を有する者を含み、定款の定めに従い、その員数を4名以内とする。また、その半数以上を社外監査役により構成する。

【4-4①】

#### (監査役候補者の指名基準)

第22条 社内監査役候補者について、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者を指名する。また、社外監査役候補者について、監査機能を十分に発揮するため、原則として企業経営、財務経理、コンプライアンス等の知見を有し、第17条の独立性基準に照らし、当社の経営からの独立性が認められる者とする。

【3-1(iv)】

#### (監査役の任期)

第23条 監査役の任期は、定款の定めるところにより、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

#### (社外監査役の兼任)

第24条 社外監査役が当社以外の役員等を兼任する場合、監査役としての善管注意義務および忠実義務を履行可能な範囲に限るものとする。また、重要な兼任の状況について毎年開示する。

【4-11②】

#### (人事委員会)

第25条 人事委員会は、取締役会の諮問委員会として次の事項の委員会案を審議し、取締役会に答申する。

- (1) 取締役および執行役員を選任および解任に関する事項
- (2) 取締役および執行役員の報酬等の処遇に関する事項
- (3) 取締役および執行役員の教育訓練に関する事項

【4-1③】【4-3①】【4-3②】【4-3③】【4-10】【4-10①】

#### (人事委員会の構成)

第26条 人事委員会の委員は、代表取締役、取締役、社外取締役および代表取締役社長が指名した者で構成する。

2. 人事委員会は、独立性を確保するため、原則として委員の半数以上を独立役員とする。

【4-10①】

#### (役員報酬)

第27条 当社の役員報酬は、次を構成要素とする。

- (1) 基本報酬
- (2) 業績報酬

【3-1(iii)】【4-2①】

#### (取締役・監査役に対するトレーニング)

第28条 当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に対して、就任の際における当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供および在任中におけるこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援等を行う。

2. 当社は、前項の就任時のトレーニングおよび就任後の個々の役員への要請によるトレーニングは、会社の規程により会社の費用で実施されるものとする。

【4-1③】【4-14】【4-14①】【4-14②】

**(内部通報制度)**

第29条 当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づき、「内部通報制度」を定め、経営陣から独立した内部通報に係る窓口を設置している。

2. 前項には、通報者の秘匿と不利益取扱に関する規律を規定する。

【2-5】【2-5①】

**(情報開示)**

第30条 当社は、法令および株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程の定めに従い、重要事実を適時・適切に開示することを当社の情報開示方針とし、正確、誠実、公平かつタイムリーに開示することとしている。

2. 当社のウェブサイトを通じて、法定開示事項だけでなく、非財務情報等の開示を進めていく。その際には、出来る限り解りやすい開示に努めるものとする。

【3】【5-2】

**附則**

制定 平成27年12月14日

改定 平成28年5月20日

改定 平成30年7月19日

改定 平成30年12月21日

所管 業務部とし、本指針の改廃は取締役会決議とする。

以 上